和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹産学連携イノベーションセンター 高度技術研修規程

> 制 定 平成12年 5月 8日 最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹産学連携イノベーションセンター(以下「センター」という。)が実施する高度技術研修(以下「研修」という。) について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研修は、民間等の技術者及び研究者に対し高度な専門的技術を習得させるとともに、 創造性、先見性に富む人材の育成に寄与することを目的とする。

(課程及び募集人員)

- 第3条 研修の課程及び募集人員は、センター運営委員会の議を経て、別に定める。 (修了)
- 第4条 研修において、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。 (講習料)
- 第5条 講習料は、受講の申請を受理するときに徴収するものとし、既納の講習料は返還しない。
- 2 講習料の額は、別に定めるものとする。

(事務)

第6条 研修に関する事務は、研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、センター長が別に 定める。

附則

この規程は、平成12年5月8日から施行する。

附 則(平成13年3月30日一部改正)

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日一部改正:法人和歌山大学規程第168号)

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第604号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日一部改正:法人和歌山大学規程第651号)

この改正規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成22年6月25日一部改正:法人和歌山大学規程第1113号) この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第1299号) この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日一部改正:法人和歌山大学規程第1674号) この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日一部改正:法人和歌山大学規程第1908号)

産学連携イノベーションセンター高度技術研修規程

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日一部改正:法人和歌山大学規程第2419号) この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日一部改正:法人和歌山大学規程第2607号) この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。